

## 新潟県民間社会福祉職員退職積立基金の運用ガイドライン

新潟県社会福祉協議会

### 1 運用受託機関

三井住友信託銀行株式会社とする。

### 2 運用ガイドライン

次表の各資産ごとの変更許容幅の範囲内において、運用受託機関の投資環境見通しに基づく短期資産配分を行うものとする。

| 対象資産 | 中心値   | 変更許容幅       |
|------|-------|-------------|
| 国内債券 | 66.0% | 61.0%～71.0% |
| 国内株式 | 12.0% | 7.0%～17.0%  |
| 外国債券 | 8.0%  | 3.0%～13.0%  |
| 外国株式 | 12.0% | 7.0%～17.0%  |
| 短期資産 | 2.0%  | 0.0%～10.0%  |

(1) 上記運用割合は、信託財産の時価を基準とした割合とする。

(2) 上記運用割合は、長期的な観点からの資産配分割合(長期基本アセットミックス)であり、各年度ごとの運用は、この運用割合を基礎に上記変更許容幅内で行うこと。

(3) 時価の急激な変動や拋出・給付等により、変動許容幅外の運用割合になった際は、速やかに変動許容幅内に修正するよう投資行動することを原則とする。

### 3 この運用ガイドラインは、平成23年6月1日以降適用する。